

改正前

改正後

- 本則 -

施行日：平成20年12月15日

(意見陳述の申出の際に明らかにすべき **事項**・法第九条の二)

第十三条の二 法第九条の二本文の申出は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

- 一 申出人の氏名又は名称及び住所
- 二 当該申出に係る事件を特定するに足りる事項
- 三 申出人が法第九条の二本文の申出をすることができる者であることの基礎となるべき事実

◆追加◆

(意見陳述の申出の際に明らかにすべき **事項等**・法第九条の二)

第十三条の二 法第九条の二本文の申出は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

- 一 申出人の氏名又は名称及び住所
- 二 当該申出に係る事件を特定するに足りる事項
- 三 申出人が法第九条の二本文の申出をすることができる者であることの基礎となるべき事実

2 法第九条の二本文の申出については、弁護士でなければ代理人となることができない。

- 本則 -

施行日：平成20年12月15日

(国選付添人の選任等・法 **第二十二**条の三)

第三十条の三 家庭裁判所は、検察官関与決定をした場合において、少年に弁護士である付添人がないときは、遅滞なく、当該少年に対し、一定の期間を定めて、弁護士である付添人を選任するかどうかについて回答を求めなければならない。

2 前項の期間内に回答がなく又は弁護士である付添人の選任がないときは、裁判長は、直ちに付添人を選任しなければならない。

3 法第二十二條の三第一項 **又は第二項**の規定により家庭裁判所が付すべき付添人は、当該家庭裁判所の管轄区域内に在る弁護士会に所属する弁護士の中から裁判長がこれを選任しなければならない。ただし、その管轄区域内に選任すべき事件について付添人としての活動をするのできる弁護士がないときその他やむを得ない事情があるときは、これに隣接する他の家庭裁判所の管轄区域内に在る弁護士会に所属する弁護士その他適当な弁護士の中からこれを選任することができる。

4 裁判長は、前項の規定により付添人を選任したときは、直ちにその旨を少年及び保護者並びに検察官（検察官関与決定があつた事件に限る。）に通知しなければならない。この場合には、日本司法支援センターにも直ちにその旨を通知しなければならない。

◆追加◆

(国選付添人の選任等・法 **第二十二**条の三等)

第三十条の三 家庭裁判所は、検察官関与決定をした場合において、少年に弁護士である付添人がないときは、遅滞なく、当該少年に対し、一定の期間を定めて、弁護士である付添人を選任するかどうかについて回答を求めなければならない。

2 前項の期間内に回答がなく又は弁護士である付添人の選任がないときは、裁判長は、直ちに付添人を選任しなければならない。

3 法第二十二條の三第一項 **若しくは第二項又は第二十二條の五第二項**の規定により家庭裁判所が付すべき付添人は、当該家庭裁判所の管轄区域内に在る弁護士会に所属する弁護士の中から裁判長がこれを選任しなければならない。ただし、その管轄区域内に選任すべき事件について付添人としての活動をするのできる弁護士がないときその他やむを得ない事情があるときは、これに隣接する他の家庭裁判所の管轄区域内に在る弁護士会に所属する弁護士その他適当な弁護士の中からこれを選任することができる。

4 裁判長は、前項の規定により付添人を選任したときは、直ちにその旨を少年及び保護者並びに検察官（検察官関与決定があつた事件に限る。）に通知しなければならない。この場合には、日本司法支援センターにも直ちにその旨を通知しなければならない。

5 法第二十二條の五第三項に規定する意思の明示は、書面を家庭裁判所に差し出してしなければならない。

- 本則-

施行日：平成20年12月15日

(審判の準備)
第三十条の四 家庭裁判所は、検察官関与決定をした場合において、相当と認めるときは、検察官及び弁護士である付添人を出頭させた上、当該決定をした事件の非行事実（法 第五条の二第一項前段に規定する非行事実をいう。以下同じ。）を認定するための審判の進行に関し必要な事項について打合せを行うことができる。
2 前項の打合せは、合議体の構成員に行わせることができる。
3 家庭裁判所は、裁判所書記官に命じて、審判の進行に関し必要な事項について検察官又は弁護士である付添人に問合せをさせることができる。

(審判の準備)
第三十条の四 家庭裁判所は、検察官関与決定をした場合において、相当と認めるときは、検察官及び弁護士である付添人を出頭させた上、当該決定をした事件の非行事実（法 第十七条第四項ただし書に規定する非行事実をいう。以下同じ。）を認定するための審判の進行に関し必要な事項について打合せを行うことができる。
2 前項の打合せは、合議体の構成員に行わせることができる。
3 家庭裁判所は、裁判所書記官に命じて、審判の進行に関し必要な事項について検察官又は弁護士である付添人に問合せをさせることができる。

- 本則-

施行日：平成20年12月15日

◆追加◆

(傍聴の申出の際に明らかにすべき事項等・法第二十二條の四)
第三十条の十一 法第二十二條の四第一項の申出は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。
一 申出人の氏名及び住所
二 当該申出に係る事件を特定するに足りる事項
三 申出人が法第二十二條の四第一項の申出をすることができる者であることの基礎となるべき事実
2 法第二十二條の四第一項の申出については、弁護士でなければ代理人となることができない。

- 本則-

施行日：平成20年12月15日

◆追加◆

(傍聴の許否等の通知・法第二十二條の四)
第三十条の十二 家庭裁判所は、法第二十二條の四第一項の規定により審判の傍聴を許したときはその旨及びその審判期日を、審判の傍聴を許さないこととしたときはその旨を、速やかに、申出人並びに検察官関与決定をした場合における検察官及び少年に弁護士である付添人がある場合における当該付添人に通知しなければならない。

- 本則-

施行日：平成20年12月15日

◆追加◆

(説明の申出の際に明らかにすべき事項等・法第二十二條の六)
第三十条の十三 法第二十二條の六第一項の申出は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

	<p>一 申出人の氏名又は名称及び住所</p> <p>二 当該申出に係る事件を特定するに足りる事項</p> <p>三 申出人が法第二十二條の六第一項の申出をすることができる者であることの基礎となるべき事実</p> <p>2 法第二十二條の六第一項の申出及び同項の規定による説明を受けることについては、弁護士でなければ代理人となることができない。</p>
--	--

- 本則 -

施行日：平成20年12月15日

◆追加◆	<p>(説明をさせることができる者・法第二十二條の六)</p> <p>第三十條の十四 法第二十二條の六第一項の規定による説明は、裁判所書記官又は家庭裁判所調査官にさせることができる。</p>
------	---

- 改正法・附則・題名- ～ 平成20年11月11日 最高裁判所 規則 第18号～

施行日：平成20年12月15日

◆追加◆	附則（平成二〇・一一・一一最裁規一八）
------	---------------------

- 改正法・附則- ～ 平成20年11月11日 最高裁判所 規則 第18号～

施行日：平成20年12月15日

◆追加◆	この規則は、少年法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十一号）の施行の日（平成二十年十二月十五日）から施行する。
------	--